

積立定期預金

商品名(愛称)		積立定期預金
ご利用いただける方		個人・法人のお客さま
期間		6ヵ月以上5年以内(1ヵ月の据置期間を含みます) ※満期日の1ヵ月前の日までが「預け入れできる期間」になります。 ※令和6年7月1日以前に申込まれたものは、据置期間が3ヵ月となり、満期日の3ヵ月前の日までが「預け入れできる期間」になります。
預け入れ	預入方法	預け入れできる期間内であれば、何回でも預け入れ(積立)できます。 毎月、一定の払込日に一定額を自動積立することもできます。
	預入金額	1回あたり100円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	適用利率	預入金額ごとに、満期日までの期間に応じた各預入日の店頭表示のスーパー定期・スーパー定期300の利率を適用します。 ※満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	利払方法	払い戻し時に一括してお支払いします。 ※契約期間が3年以上のものについては、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その利息計算日において、預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについて、利息計算日までの利息を支払い(分割支払)、元金に組み入れます。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日として日割計算をします。
税金		お受取利息には、個人のお客さまは源泉分離課税(マル優ご利用の場合は除く)、法人のお客さまは総合課税の税金がかかります。 ・源泉分離課税の場合…20%(国税15%、地方税5%) ・総合課税の場合…15%(国税15%) * 2013年1月1日から2037年12月31日まで所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。 ・源泉分離課税の場合…20.315%(国税15.315%、地方税5%) ・総合課税の場合…15.315%(国税15.315%)
手数料		—
付加できる特約事項		有資格者についてはマル優をご利用いただけます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 (1)預入期間が6ヵ月未満の場合……………解約日における普通預金の利率 (2)預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……………約定利率×50% (3)預入期間が1年以上の場合……………約定利率×70%
預金保険制度		預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項		・自動積立の手続方法など詳しくは窓口にお問合せください。 ・利率については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--

令和6年7月1日現在